

(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業

設計・施工一括発注

公募型プロポーザル実施要項

令和8年5月

海老名市

目次

1	実施要項の位置付け.....	1
2	目的.....	1
3	本プロポーザルの概要.....	1
4	本事業及び本業務の概要.....	2
5	参加資格要件.....	3
6	実施体制.....	5
7	再委託.....	7
8	本プロポーザルのスケジュール.....	8
9	実施要項等の配布.....	8
10	参加意向申出に関する質問及び回答.....	10
11	参加意向申出の提出.....	10
12	参加意向申出以外に関する質問及び回答.....	11
13	VE対話.....	12
14	技術提案書の提出.....	13
15	技術提案審査.....	15
16	選定・審査方法.....	16
17	提出書類作成上の留意点.....	16
18	契約.....	17
19	失格.....	17
20	その他.....	17

1 実施要項の位置付け

本要項は、(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業(以下「本事業」という。)の円滑な実施に資する事業手法として設計・施工一括発注方式を採用することとし、本事業の設計、監理及び施工等(以下「本業務」という。)を実施する事業者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により募集及び選定するために必要な事項を定めるものである。

2 目的

海老名市文化会館、海老名市立中央図書館、海老名市立総合福祉会館といった公共施設が立ち並ぶエリアは、小田急線・相鉄線海老名駅とJR相模線海老名駅の駅間地区にあり、海老名駅より徒歩5分の場所に位置する。当該地区は「海老名駅駅間地区地区計画(平成21年決定・平成28年変更)」において、既存文化施設と周辺環境との調和を図りつつ、文化施設等を誘導する地区(以下「文化ゾーン」という。)と位置付けられている。

本市は、文化ゾーンを取り巻く状況や課題を整理し、文化発信の拠点エリアとするため、「(仮称)海老名市文化交流拠点整備に向けた調査・研究及び基本構想」(以下「基本構想」という。)を令和3年3月に策定した。

短期的な課題には迅速に、長期的な課題には時間をかけて対応するため、整備時期を2期に分けた上で、「(仮称)海老名市文化交流拠点第1期整備指針」(以下「第1期整備指針」という。)を令和6年8月に策定した。

基本構想及び第1期整備指針を踏まえて、第1期で整備する施設が備えるべき機能、規模及び必要諸室等を調査・検討し、(仮称)海老名市文化交流拠点整備事業第1期基本計画(以下「第1期基本計画」という。)を令和7年8月に策定した。

本業務は、基本構想、第1期整備指針及び第1期基本計画を踏まえて、設計・施工一括発注方式により本事業を実現することを目的とする。

3 本プロポーザルの概要

(1) 名称

(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル

(2) 主催者

海老名市

(3) 担当部署(事務局)

海老名市 市民協働部 文化スポーツ課 文化振興係

なお、本プロポーザルの実施にあたっては、本事業の設計・施工発注に係るコンストラクション・マネジメント業務を受託している明豊ファシリティワークス株式会社(以下「CMR」という。)が技術的な支援を行う。

(4) 選定・審査方法

本プロポーザルでは（仮称）海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が選定・審査を行う。

選定委員会が技術提案内容等の審査を行い、契約交渉順位第一位の候補者（以下「受注候補者」という。）及び次順位の候補者を選定する。

(5) 審査結果の通知等

審査結果は審査対象者全てに通知するとともに、受注候補者となった者は本市ホームページで公表する。

なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

(6) 情報公開

選定・審査の情報について、海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基づき情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は市が判断し、判断基準については別紙「事業者選考等情報の公開基準について」のとおりとする。

4 本事業及び本業務の概要

(1) 事業名

（仮称）海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業

(2) 整備対象施設

（仮称）海老名市文化交流拠点第1期施設

(3) 整備場所

神奈川県海老名市めぐみ町483-1、484-1、6-2

(4) 業務内容

区分	本体工事	外構工事	什器・備品	付帯工事
基本・実施設計業務	○	○	○※1	○※2
施工業務	○	○	—	—
工事監理業務	○	○	—	—

※1 什器・備品の選定、リスト化、レイアウト調整。

※2 別途発注する付帯工事等との調整、総合図等の協力、空配管ルートを検討等。これらの調整、協力、検討等の結果により必要となる対応は、本業務に含むものとする。

(5) 要求水準

（仮称）海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりとする。要求水準書は本業務を実施するための必須条件として準拠すべき具体的な規定であり、本市が本業務に求める内容及び品質として満たすべき最低限の水準である。

(6) 履行期間

契約締結日から令和11年6月30日まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えない。業務ごとの履行期間は次項の「(7) 事業スケジュール(予定)」を参照すること。

(7) 事業スケジュール(予定)

年月	内容
令和8年11月	仮契約の締結
令和8年12月	市議会への契約議案の上程 市議会の議決後、本契約の締結
令和9年1月～令和10年2月	基本設計、実施設計、申請業務等
令和10年1月～令和11年6月	施工、監理業務
令和11年6月	建物引渡し
令和11年7月	供用開始(準備を含む。)

(8) 提案上限額

①総額

5,576,809,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

※契約時の予定価格を示すものではなく本業務の最大規模を示す金額である。

※総額の上限額を超えた提案は失格とする。

②年度別支出上限額

令和8年度 53,560,000円

令和9年度 1,256,356,000円

令和10年度 3,733,988,000円

令和11年度 532,905,000円

※年度別支出上限額は消費税及び地方消費税の額を含む。

(9) 関連事業

本事業に先立ち、本市が別途、市道1889号線道路改良工事を実施する。

5 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、単独企業又は複数の参加者(以下「構成員」という。)によって構成された共同企業体(以下「JV」という。)とする。ただし、参加者は「5(2) 共通する参加資格要件」及び「5(3) 業務別の参加資格要件」に掲げる要件を満たさなければならない。なお、同一企業が単独企業又は複数のJVの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、JVでの参加の場合、JVの代表者(以下「代表構成員」という。)の出資比率は51%以上、その他の構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とし、代表構成員は全構成員中最大の出資者であることとする。ただし、設計事務所の最低出資比率の制限は設けない。

(2) 共通する参加資格要件

参加者は、本プロポーザルの参加意向申出書提出日において、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ①公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ②海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ④破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- ⑤事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれにも該当しないこと。
- ⑥その他法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。
- ⑦本事業の CMR（協力会社を含む。）と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。
- ⑧本業務の開始時点で「6 実施体制」に示す統括責任者を 1 名配置できること。

(3) 業務別の参加資格要件

①設計・監理業務の参加資格要件

設計及び監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 次に掲げる a、b 及び c の要件を満たす業務を履行した実績を有すること。

この場合、すべての要件を満たす単一の建築物における実績を有する場合でも、いずれかの要件を満たす建築物における実績をそれぞれ有する場合でも可とする。また、当該業務について、設計・施工分離発注方式で発注された設計業務を J V で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績として認め、設計・施工一括発注方式で発注された設計業務を J V で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計業務者が 2 者以上の場合は、主たる設計業務者となったものに限る。）も実績として認める。

a 平成 23 年度以降に国又は地方公共団体から受注し、本プロポーザルの参加意向申出書提出日までに業務が完了した新築、増築又は改築工事の基本設計及び実施設計業務の実績を有すること。ただし、増築工事の場合は当該部分のみで実績を満たすものとする。

b 平成 23 年度以降に受注し、本プロポーザルの参加意向申出書提出日までに業務が完了した 2 つ以上の用途を含む複合施設の新築、増築又は改築

工事の基本設計及び実施設計業務の実績を有すること。なお、当該施設は官民を問わない。ただし、増築工事の場合は当該部分のみで実績を満たすものとする。

c 平成 23 年度以降に国又は地方公共団体から受注し、本プロポーザルの参加意向申出書提出日までに業務が完了した新築、増築又は改築工事の工事監理業務の実績を有すること。ただし、増築工事の場合は当該部分のみで実績を満たすものとする。

ウ 設計及び工事監理業務の開始時点で、「6（2）各配置技術者の資格及び実績要件」に示す資格及び実績を有する者をそれぞれ1名配置し、相互にこれらの兼務がないこと。ただし、設計業務管理技術者と工事監理業務管理技術者の兼務は認める。

②施工業務の参加資格要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。なお、JVによる参加の場合にあっては、イ及びウの要件は代表構成員が満たすこと。

ア 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に業種区分「工事」、営業種目「建築一式」で登録されているとともに、建築一式工事に係る経営事項審査の総合点が900点以上であること。

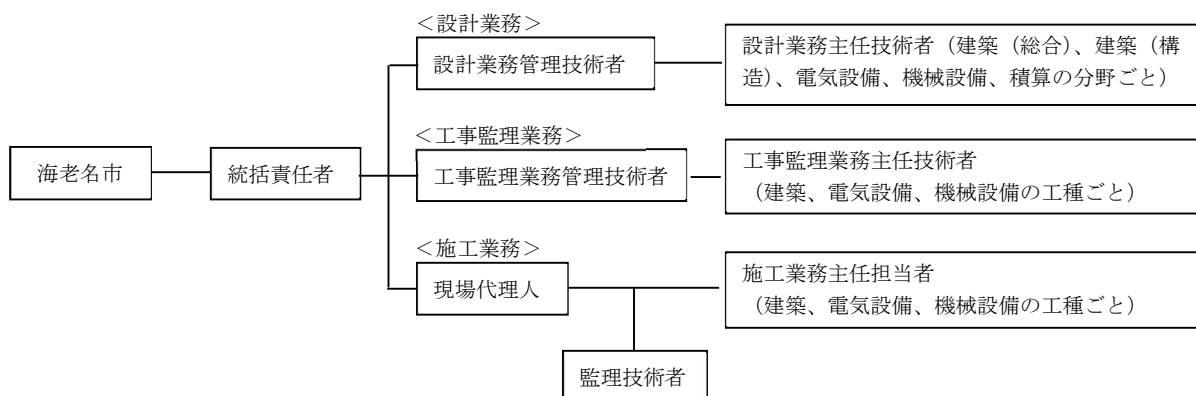
ウ 平成 23 年度以降に国又は地方公共団体から受注し、本プロポーザルの参加意向申出書提出日までに工事及び引渡し完了した新築、増築又は改築工事の実績を有すること。なお、当該工事を JV で受注した場合は代表構成員の実績に限る。ただし、増築工事の場合は当該部分のみで実績を満たすものとする。

エ 施工業務の開始時点で、「6（2）各配置技術者の資格及び実績要件」に示す資格及び実績を有する者をそれぞれ1名配置し、相互にこれらの兼務がないこと。ただし、現場代理人と監理技術者の兼務は認める。

6 実施体制

(1) 実施体制

各業務の実施体制は以下に示すとおりとする。



(2) 各配置技術者の資格及び実績要件

各配置技術者は、次に掲げる資格及び実績を有し、参加者となる企業と本プロポーザルの参加意向申出書提出の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。JVによる参加の場合は、代表構成員又は構成員のいずれかとそれぞれ前記の雇用関係にあること。資格は本プロポーザルの参加意向申出書提出日時時点で初回登録後1年以上のものに限る。

①統括責任者

ア 一級建築士又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

②設計業務管理技術者

ア 一級建築士資格を有すること。

イ 平成23年度以降に国又は地方公共団体から受注し、本プロポーザルの参加意向申出書提出日までに業務が完了した新築、増築又は改築工事の基本設計及び実施設計業務の実績を有すること。ただし、増築工事の場合は当該部分のみで実績を満たすものとする。

③各設計業務主任技術者

ア 建築（総合）

a 一級建築士資格を有すること。

b 平成23年度以降に国又は地方公共団体から受注し、本プロポーザルの参加意向申出書提出日までに業務が完了した新築、増築又は改築工事の基本設計及び実施設計業務の実績を有すること。ただし、増築工事の場合は当該部分のみで実績を満たすものとする。

イ 建築（構造）

構造一級建築士資格を有していること。

ウ 電気設備

建築設備士資格又は設備設計一級建築士資格を有すること。

エ 機械設備

建築設備士資格又は設備設計一級建築士資格を有すること。

オ 積算

建築積算士資格を有すること。

※電気設備及び機械設備設計主任技術者のいずれか1名は、設備設計一級建築士資格を有すること。

④工事監理業務管理技術者

ア 一級建築士資格を有すること。

イ 平成23年度以降に国又は地方公共団体から受注し、本プロポーザルの参加意向申出書提出日までに業務が完了した新築、増築又は改築工事の工事監理業務の実績を有すること。ただし、増築工事の場合は当該部分のみで実績を満たすものとする。

⑤各工事監理業務主任技術者

建築は一級建築士資格を有すること。

⑥現場代理人

ア 一級建築士又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

イ 平成23年度以降に国又は地方公共団体から受注し、本プロポーザルの参加意向申出書提出日までに工事及び引渡しが完了した新築、増築又は改築工事の実績を有すること。ただし、次項の⑦監理技術者が当該実績を有する場合、本実績は不要とする。

⑦監理技術者

ア 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。

イ 平成23年度以降に国又は地方公共団体から受注し、本プロポーザルの参加意向申出書提出日までに工事及び引渡しが完了した新築、増築又は改築工事の実績を有すること。ただし、前項の⑥現場代理人が当該実績を有する場合、本実績は不要とする。

⑧各施工業務主任担当者

ア 建築

一級建築士又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

イ 電気設備

1級電気工事施工管理技士資格を有すること。

ウ 機械設備

1級管工事施工管理技士資格を有すること。

(3) 配置技術者の変更

本プロポーザルにおいて提案された配置予定技術者の変更は、原則として認めない。ただし、次の①及び②に掲げる区分に応じ、本市が提案時と同等以上の資格、実績及び能力を有すると認めたときに限り、変更できるものとする。

①設計、施工及び監理の全配置予定技術者

やむを得ない事由がある場合又は本市が必要と認めた場合

②施工及び監理の配置予定技術者

各担当業務の開始前である場合

7 再委託

参加者は、設計業務管理技術者及び設計業務主任技術者（建築（総合））が行わなければならない業務を除く設計業務について、本市の承諾を得て再委託することができる。ただし、再委託先は「5（2）共通する参加資格要件」に掲げる要件の内、①及び⑧を除く全ての要件を満たさなければならない。なお、工事施工においては建設業法第22条に基づき一括下請負を禁止する。

8 本プロポーザルのスケジュール

日程は予定のため変更する場合がある。

区分	内容	日程
ア	公告	令和8年5月11日(月)
イ	実施要項等の配布期間	公告日から 令和8年6月26日(金)まで
ウ	参加意向申出に関する質問書の提出期間	公告日から 令和8年5月20日(水)正午まで
エ	参加意向申出に関する質問書への回答	令和8年5月27日(水)
オ	参加意向申出書の提出期間	公告日から 令和8年6月2日(火)正午まで
カ	参加資格確認通知書及び関係書類 提出要請書の送付	令和8年6月10日(水)
キ	参加意向申出以外に関する質問書の 提出期間	参加意向申出以外に関する質問書への 回答の日から令和8年6月17日(水) 正午まで
ク	参加意向申出以外に関する質問書への 回答	令和8年6月26日(金)
ケ	VE提案書類の提出期間	参加意向申出以外に関する質問書への 回答の日から令和8年7月10日(金) 正午まで
コ	VE対話	令和8年7月21日(火)から 令和8年7月24日(金)まで
サ	VE提案結果通知	令和8年7月31日(金)
シ	提案書等提出意思確認書及び技術 提案書等の提出期間	VE提案結果通知の日から 令和8年10月2日(金)正午まで
ス	技術提案審査(プレゼンテーション・ ヒアリング)	令和8年10月19日(月)
セ	審査結果通知	令和8年10月23日(金)
ソ	見積書提出期限	令和8年11月10日(火)
タ	仮契約締結	令和8年11月13日(金)
チ	本契約締結	令和8年12月下旬 ※市議会による議決後

9 実施要項等の配布

(1) 配布期間

令和8年5月11日(月)から令和8年6月26日(金)まで

(2) 配布資料

- ① (仮称) 海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施要項
- ② (仮称) 海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注選定・審査要領
- ③ (仮称) 海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル各種様式
- ④ (仮称) 海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注要求水準書
- ⑤ (仮称) 海老名市文化交流拠点整備に向けた調査・研究及び基本構想
- ⑥ (仮称) 海老名市文化交流拠点第1期整備指針
- ⑦ (仮称) 海老名市文化交流拠点整備事業第1期基本計画 (概要版)
- ⑧ (仮称) 海老名市文化交流拠点整備事業第1期基本計画 (本編)
- ⑨ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱
- ⑩ (仮称) 海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注基本計画図
- ⑪ その他参考資料

(3) 配布方法

- ① 「9 (2) 配布資料」の内、①から⑨までの資料

本市ホームページからダウンロード

トップページ > 市政・ビジネス > 入札・契約 > プロポーザル >

(仮称) 海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/nyusatsu/proposal/1018949.html>

- ② 「9 (2) 配布資料」の内、⑩及び⑪の資料

守秘義務誓約書 (提案様式1) を提出した者のみに配布

(4) 「9 (2) 配布資料」の内、⑩及び⑪の提供方法

- ① 提供期間

公告日から令和8年6月26日 (金) まで

- ② 申請方法

守秘義務誓約書 (提案様式1) を事務局に郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は、提出期限日までの市役所開庁日 (土曜開庁日を除く) の8時30分から17時15分まで受付。なお、申請は本プロポーザルに参加を予定している者のうち、「5 (1) 参加者の構成等」に示す単独企業又はJVの代表構成員のみが行うこと。

【提出期限】 令和8年6月26日 (金) 17時15分必着 (郵送を含む。)

【提出先】 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

③提供方法

別途メールにて連絡

④提供を受けた資料の扱い

提供を受けた資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は禁止する。提供を受けた資料は情報漏洩のないように適切に管理し、本プロポーザル終了後は廃棄すること。

10 参加意向申出に関する質問及び回答

(1) 質問方法・期限

参加意向申出に関する質問書（提案様式2）に質疑事項を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付の上、事務局に電子メールにて提出すること。電子メールの表題は、「(仮称)文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル参加意向申出に関する質問書」とすること。提出後は、提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の8時30分から17時15分（最終日は正午）までに必ず事務局に電話をし、受信確認を行うこと。提出日が閉庁日の場合は、翌開庁日に受信確認を行うものとする。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

【提出先アドレス】 bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp

【提出期限】 令和8年5月20日（水）正午必着

(2) 回答方法

令和8年5月27日（水）までに本市ホームページに回答を掲載する。

内容が不明瞭なものについては回答しない場合がある。

本回答は、本実施要項及び関係書類の追加変更又は修正として同等、若しくは置き換えるものとする。

11 参加意向申出の提出

(1) 提出書類

①紙媒体

A4版の2穴ファイルに次の提出書類をア～オの順番に綴じ、9部（正1部、副8部）提出すること。副本は、参加者が特定できるような箇所（例えば、企業の名称及びロゴマーク等）を黒塗りにするなど、非開示にすること。

ア 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第1号様式）

JVによる参加の場合は、「商号又は名称」に共同企業体名を記載するとともに、代表構成員の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、代表構成員が押印すること。

イ 特定建設工事共同企業体協定書（提案様式3）

本協定書は甲型であるが、乙型にするなど適宜作成すること。また、共同企業体構成員の数に加えて、本市提出分を1部作成すること。

※ J Vによる参加でない場合は提出不要

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は会社概要書（企業名、企業の所在地、事業開始日、事業内容、役員の構成及び氏名等、企業の概要が把握できるもの。）（任意様式）

J Vによる参加の場合、代表構成員及び構成員全員分を提出すること。

エ 参加資格確認書兼実績審査申告書（提案様式4-1、4-2）

該当する□に✓をするとともに、「5（3）業務別の参加資格要件」に記す業務実績等を記入すること。実績が複数ある場合は、評価点が高くなる実績を記入すること。記入にあたっては「16 選定・審査方法」を参照すること。

オ 参加者の資格及び業務実績の確認資料（任意様式）

上記「エ 参加資格確認書兼実績審査申告書」で申告した資格等の登録証又は許可証の写し及び業務実績の契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、業務内容がわかる仕様書、建築物の用途や延床面積を正確に確認できる資料等を提出すること。

②電子媒体

正本の提出書類を文字検索が可能なPDFファイルに変換し、記録した電子媒体（CD-R 又はDVD-R）を3部提出すること。電子媒体自体に本プロポーザル名及び参加者名を記すこと。

（2）提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の8時30分から17時15分（最終日は正午）まで受付。

（3）提出期限

令和8年6月2日（火）正午必着（郵送を含む。）

（4）提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1
海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

（5）結果通知

参加資格の確認を行い、確認結果を文書により通知するとともに、参加資格を有していることが確認できた者に対して関係書類の提出を要請する。

12 参加意向申出以外に関する質問及び回答

（1）質問方法・期限

参加意向申出以外に関する質問書（提案様式5）に質疑事項を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付の上、事務局に電子メールにて提出すること。電子メールの表題は、「（仮称）文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル参加意向申出以外に関する質問書」とすること。提出後は、提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の8時30分から

17時15分（最終日は正午）までに必ず事務局に電話をし、受信確認を行うこと。提出日が閉庁日の場合は、翌開庁日に受信確認を行うものとする。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

【提出先アドレス】 bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp

【提出期限】 令和8年6月17日（水）正午必着

(2) 回答方法

令和8年6月26日（金）までに本市ホームページに回答を掲載する。

内容が不明瞭なものについては回答しない場合がある。

本回答は、本実施要項及び関係書類の追加変更又は修正として同等、若しくは置き換えるものとする。

13 VE対話

(1) 対象者

参加資格を有している者のうち、VE提案について対話を希望する者

(2) 申込方法

①提出書類

ア VE提案提出届（提案様式VE第1号）

イ VE提案総括表（提案様式VE第2号）

ウ VE提案書（提案様式VE第3号）

※VE提案に係る各種様式は、参加資格確認結果通知書の送付とあわせて、本市ホームページに掲載する。

②提出媒体

ア 紙媒体

提出書類をア～ウの順番に綴じ（ホチキス止め不可、クリップ止め可）、左2箇所を穴あけした上で4部（正1部、副3部）提出すること。

イ 電子媒体

提出書類を文字検索が可能なPDFファイルに変換し、記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を3部提出すること。電子媒体自体に本プロポーザル名及び参加者名を記すこと。

③提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の8時30分から17時15分（最終日は正午）まで受付。

④提出期限

令和8年7月10日（金）正午必着（郵送を含む。）

⑤提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

(3) 対話方法

対面形式

(4) 対話予定日時

令和8年7月21日(火)から令和8年7月24日(金)までの期間中、事務局が指定する日時

※予定のため変更する場合がある。

(5) 対話場所

海老名市役所(神奈川県海老名市勝瀬175番地の1)

(6) 対話結果の通知及び公開

対話結果は、令和8年7月31日(金)までに電子メールで当該申込者に対してのみ通知する。ただし、対話結果のうち、事務局が全ての参加者に開示すべきと判断したVE提案項目は、本市ホームページにて公開する。

(7) その他

VE対話の詳細は、参加資格確認結果通知書とともに別途通知する。

14 技術提案書の提出

(1) 提出書類

①海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書(要綱第4号様式)

JVによる参加の場合は、「商号又は名称」に共同企業体名を記載するとともに、代表構成員の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、代表構成員が押印すること。

②実績・体制審査に係る提案書(提案様式6)

該当する□に✓をするとともに、「6(2)各配置技術者の資格及び実績要件」に記す資格及び業務実績を記入すること。実績が複数ある場合は、評価点が高くなる実績を記入すること。記入にあたっては「16 選定・審査方法」を参照すること。

③配置技術者の資格及び業務実績の確認資料(任意様式)

上記「②実績・体制審査に係る提案書」に記入した資格を証する資料等(免許証、免許証明証又は登録証等の写し)、雇用が確認できる資料及び記入した業務の契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、携わった立場がわかる業務実施体制や業務内容がわかる仕様書等を提出すること。

④技術提案書(提案様式7-1、7-2、7-3)

次の提案項目に沿って記載すること。

項目	評価の視点
実施方針	ア 業務遂行に向けた取組方針・取組体制
	各工程における留意事項や課題が的確に反映された取組方針の提案があるか。

項目	評価の視点
	<p>工程管理、コスト管理、品質管理、受発注者の相互連携等、全工程を通じた具体的かつ効果的な取組体制の提案があるか。</p>
	<p>イ 設計期間、施工期間における工期遵守とその管理方法</p>
	<p>マイルストーンとクリティカルパスが明記された具体的な工程計画が提案されているか。</p>
	<p>進捗管理方法や遅延が生じた際の対応策等について、具体的に提案されているか。</p>
	<p>ウ 設計期間、施工期間における予算遵守とその管理方法</p>
	<p>物価上昇等が続いている状況において、事業への影響を極力低減するための工夫が提案されているか。</p> <p>設計変更等による増減金額について、受発注者間で認識合わせを行いながらDB事業を進めるための具体的かつ効果的な提案があるか。</p>
<p>技術提案 テーマ1 (設計)</p>	<p>『Stage Gardens－多様な「場」が集うまちの「広場」－』を具体化した設計提案</p> <p>基本構想、第1期整備指針及び第1期基本計画で定めたコンセプトや各種方針を理解した上で、「施設の顔（施設のデザイン性）」となる提案がされているか。</p> <p>集約する各施設の機能を損なわずに、「施設内外の動線計画」「各階構成」「用途に配慮した諸室の配置」「福祉施設等が複合されることへの配慮や工夫」が提案されているか。</p> <p>機能性を確保しつつ、適切なコストバランスに配慮した「構造計画」「設備計画」「階数」等の提案がされているか。</p> <p>ZEB readyの実現に向けた設備計画やライフサイクルコストの低減等が提案されているか。</p>
<p>技術提案 テーマ2 (施工)</p>	<p>制約が多い敷地における工期を遵守した安全な施工計画</p> <p>「新設される市道の保護」「敷地の地盤状況」「敷地内の高圧線」「図書館敷地側の暗渠」「周辺道路の一方通行」「周辺施設は利用中」等の制約に対して、工期を遵守し、かつ安全に施工を行うための方策が、具体的に提案されているか。</p> <p>施工時に予見されるリスクと、それに対する回避手法が提案されているか。</p> <p>公共施設としての施工品質を確保するための方策が具体的に提案されているか。</p>

⑤地域貢献に関する提案書（提案様式8）

本業務における市内事業者の活用計画を具体的に提案すること。提案書には、各工程における市内事業者の役割とそれに対して支払われる金額（以下「活用予

定金額」という。)を明記した上で、業務分担や資金の流れを図式化して記載すること。なお、市内事業者は本店、支店を問わない。本業務に直接関与しない飲食費や事務用品の購入費は活用予定金額から除くこと。

活用予定金額については、実績金額を領収書等により確認するため、確実に履行可能な金額を提案すること。達成できない場合（領収証等で確認ができない場合も含む。）は「20（10）提案書内容不履行の場合の措置」を参照のこと。

⑥提案価格見積書（提案様式9）

⑦採用VE一覧表（提案様式VE第4号）

※VE提案に係る各種様式は、参加資格確認結果通知書の送付とあわせて、本市ホームページに掲載する。

（2）提出媒体

①紙媒体

提出書類を①～⑦の順番に綴じ（ホチキス止め不可、クリップ止め可）、左2箇所を穴あけした上で9部（正1部、副8部）提出すること。副本は、参加者が特定できるような箇所（例えば、企業の名称及びロゴマーク等）を黒塗りにするなど、非開示にすること。

②電子媒体

正本の提出書類を文字検索が可能なPDFファイルに変換し、記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を3部提出すること。電子媒体自体に本プロポーザル名及び参加者名を記すこと。

（3）提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の8時30分から17時15分（最終日は正午）まで受付。

（4）提出期限

令和8年10月2日（金）正午必着（郵送を含む。）

（5）提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1
海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

15 技術提案審査

（1）審査方法

提出書類に関する必要な確認及び技術提案書（提案様式7-1、7-2、7-3）のプレゼンテーションとヒアリングを行う。

（2）審査予定日

令和8年10月19日（月）

※予定のため変更する場合がある。

(3) 実施方法

プレゼンテーションは提出した技術提案書(提案様式7-1、7-2、7-3)をもとに行うこととする。なお、出席者は、本業務を受注した場合の統括責任者及び技術提案書の内容を説明でき、ヒアリングに対応できる者とし、合計7名以内とすること。

技術提案審査は参加者名を伏せて行うため、社名を名乗る、社章(バッジ)を付けるなど、選定委員会委員が参加者を特定することができないようにすること。

技術提案審査の時間及び場所等の詳細は別途通知する。

(4) 審査内容

「16 選定・審査方法」のとおり

(5) 審査結果の通知

審査対象者全員へ個別に文書で通知する。なお、受注候補者は本市ホームページで公表する。

16 選定・審査方法

別紙「(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル選定・審査要領」のとおり

17 提出書類作成上の留意点

- (1) 複数の技術提案書等を提出することはできない。
- (2) 提出書類の言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (3) 各提出書類には、書類名を明記したインデックスを貼付すること。
- (4) VE提案提出届(提案様式VE第1号)、VE提案総括表(提案様式VE第2号)及びVE提案書(提案様式VE第3号)を除く副本は、参加者が特定できるような箇所(例えば、企業の名称及びロゴマーク等)を黒塗りにするなど、非開示にすること。
- (5) 技術提案書(提案様式7-1、7-2、7-3)及び地域貢献に関する提案書(提案様式8)を除く提出書類は、原則としてA4縦型の用紙を用いることとする。印刷の向きは縦、文字方向は横書き、文字サイズは原則として10.5ポイント以上とすること。
- (6) 技術提案書(提案様式7-1、7-2、7-3)は項目ごとにA3横型、合計5枚以内で作成し、提出の際はA4サイズに織り込むこと。印刷の向きは横、文字方向は横書き、文字サイズは原則として10.5ポイント以上とし、ページが複数になる場合は下部中央にページ番号を付すこと。図、表又はイラストを用いること及び彩色は可とする。
- (7) 地域貢献に関する提案書(提案様式8)は、A4縦型1枚以内で作成すること。印刷の向きは縦、文字方向は横書き、文字サイズは原則として10.5ポイント以

- 上とすること。図、表又はイラストを用いること及び彩色は可とする。
- (8) 特定建設工事共同企業体協定書（提案様式3）を除き両面印刷不可。
 - (9) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、副本への押印は省略することができる。また、正本と副本とが識別できるように提出すること。
 - (10) 書類提出後の記入内容の変更は、原則認めない。

18 契約

- (1) 本市と受注候補者は、契約内容等の諸条件を協議の上、仮契約を締結する。なお、仮契約は市議会の議決により本契約として成立する。市議会の議決を得られなかった場合、本市は仮契約の相手先に対して、いかなる責任も負わない。
- (2) 受注候補者は、審査結果通知後速やかに提案価格見積書（提案様式9）に記載した金額の契約代金内訳書を添付の上、見積書を本市に提出する。なお、工事費については細目まで記載すること。当該見積書の額については、先に提出した提案価格見積書の額以下とすること。その他本市が必要として求める資料についても提出すること。
- (3) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。
- (4) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び契約約款による。
- (5) 本市は受注候補者と契約締結に向けた交渉を行うが、協議が不調となったと本市が判断した場合は、当該受注候補者との交渉を終了し、次順位の候補者と交渉する。

19 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員、担当部署の職員又はCMR等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 本要項の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (5) 他の参加者の参加を妨害した場合
- (6) 本要項に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

20 その他

- (1) 以下の費用については参加者及び受注者の負担とする。
 - ①本プロポーザルに関する費用
 - ②契約締結に必要な費用（収入印紙等）

③契約締結から本業務開始日までの間において準備等に要する費用

- (2) 提出された書類等は返却しない。また、本市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。
- (4) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。
- (5) 提出された書類等はCMRに共有し、内容の分析及び確認等を行わせるものとする。
- (6) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により開示する場合がある。
- (7) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退申出書（提案様式10）を提出すること。
- (8) 受注候補者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、受注候補者の決定を取り消す場合がある。
- (9) 受注候補者が、契約締結までに、業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受注者としてふさわしくないと認められるときは、受注候補者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- (10) 提案書内容不履行の場合の措置
受注者は、本プロポーザルで提出された提案書の内容について、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、本業務の完了時に受注者側の責により提案書に記載した内容を履行できなかった場合又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して、提案書内容不履行に関する措置として違約金を請求する場合がある。
ただし、提案内容と異なる方法等で同等の機能・品質を達成し、本市が認めたとき又は受注者の責に帰さない事由により、本業務における市内事業者の活用予定金額を達成できないときは、違約金を減額又は免除する場合がある。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずる。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。

事業者選考等情報の公開基準について

1 趣旨

本基準は、(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル(以下「本件」という。)における事業者選考等情報の公開基準として、必要な事項を定めるものである。

本基準は、本件の事業者選考に参加する者(以下「提案者」という。)に対して事前に周知するものである。参加する場合は、海老名市情報公開条例(以下「条例」という。)及び本基準の内容を了解の上、参加することを条件とする。

2 情報公開対象文書及び基準

○:全部公開、△:一部公開、×:非公開

情報公開対象文書(例示)		特定後	契約締結前	契約締結後	
提案	事業提案に関する書類	参加意向申出書	×	×	△
		企画提案書	×	×	△
		受注体制書、見積書等	×	×	△
	法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	×	△
		財務諸表等	×	×	△
選考	評価結果		裏面参照	△	○
	選考委員会	委員名簿	○	○	○
		議事内容の記録	×	×	△

(1) △:一部公開について

条例第7条各号に規定する非公開情報を除く公開をいう。なお、同条第1号及び第2号については、適用の考え方を例示する。

※前提として、行政文書は公開が原則である。

規定	概要	適用基準(例)
第1号	個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	原則非公開情報とする。 例:氏名、顔写真、役職等

規定	概要	適用基準（例）
第2号	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。	法人等の権利利益の内容、性質等に応じ、必要性を考慮して非公開情報とするかを判断する。 なお、この「おそれ」の判断に当たっては、当該法人等の意見を参考とするが、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められない場合は非公開情報とはならないので、留意すること。
<p><第2号の適用に関する基準について></p> <p>次のすべてに該当する情報は、第三者意見照会の内容に関わらず、非公開情報と取り扱う。</p> <p>①本件の選定基準の審査項目（総論的な審査項目は除く）に該当すること。</p> <p>②情報公開請求時において、当該情報の作成者以外のものにとって既知の情報でないこと。なお、本市の業務等で実施している内容は、既知の情報と取り扱うものとする。</p> <p>③当該情報の作成者が本件以外の業務において提案可能と考えられる、具体的な実施方法であること。前提となる考え方や法令等解釈などについては、一般事項と取り扱い、原則として非公開情報に含まない。</p>		

(2) 評価結果について

契約締結前においては、契約交渉順位第一位の候補者を特定した後に、それが特定できない形で公開できるものとする。

(3) 選考委員会の委員名簿について

契約交渉順位第一位の候補者を特定後に公開できるものとする。

3 本市ホームページ上の公表

契約交渉順位第一位の候補者を特定後、次の事項を本市ホームページに掲載し、掲載期間終了後も公開の対象とする。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 提案者の名称(契約締結後においては、特定者及び特定者以外の提案者の名称)
- (4) その他必要事項

4 この基準によらない場合

この基準に定めのない事項及び特別な事情によりこの基準によらない場合は、条例その他関係法令等に基づき、本市が取扱いを決定する。